

## 規程第 20 号

### 公益社団法人徳島森林づくり推進機構 とくしま絆の森事業寄付金規程

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「機構」という。）が企業等から受けた寄付金の趣旨を鑑み、「とくしま絆の森事業寄付金」（以下「絆の森寄付金」という。）について定める。

#### (寄付金の活用)

第2条 絆の森寄付金は、機構定款 5 条に規定する公益性の高い森林の経営及び森林整備に関する事業に活用することとし、公有林化の一環としての森林取得を行う。

2 寄付金は前項の取得森林の整備費用に充てるほか、森林・林業の調査研究、普及啓発等を推進する経費に充てる。

#### (寄付金の会計処理)

第3条 寄付の趣旨により、絆の森寄付金は指定正味財産に区分するとともに、とくしま絆の森事業資産として特定資産に計上する。

2 取得した森林資産は、絆の森森林としてその他の固定資産に計上する。

#### (管理)

第4条 寄付金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 寄付金のうち現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金等の処理)

第5条 前条の運用から生じる収益又は木材等の販売収入は、歳入歳出予算に計上して、機構会計基準に基づき適正に処理するものとする。

#### (繰替運用)

第6条 機構の財政上必要があると認めるときは、法に定める範囲において確実な繰戻しの方法期間及び利率を定め繰り替えて運用することができる。

#### (実施規程)

第7条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 18 年法律第 50 条)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

#### 附 則

この規程の改定は、公益社団法人徳島県林業公社と公益社団法人とくしま森とみどりの会の合併が効力を生ずる日から施行する。